

○ 財務省告示 299号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号)第5条第11項及び政府資金調達事務取扱規則(平成11年大蔵省令第6号)第5条第11項の規定に基づき、令和7年10月10日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年11月10日

財務大臣 片山 さつき

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 名称及び記号 | 国庫短期証券(第1336回) |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項並びに財政法(昭和22年法律第34号)第7条第1項、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第9条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。) |

5 募入決定の 方法

- (1) 價格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- (2) 国債市場特別参加者・第I
非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

- (1) 價格競争入札発行 額面金額で 2,707,480,000,000 円
うち、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で 700,000,000,000 円、財政法第 7 条第 1 項、財政融資資金法第 9 条第 1 項並びに特別会計に関する法律第 83 条第 1 項、第 94 条第 2 項、同条第 4 項、第 95 条第 1 項、第 123 条の 18 第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 137 条第 1 項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で 2,007,480,000,000 円
- (2) 国債市場特別参加者・第I
非価格競争入札発行 財政法第 7 条第 1 項、財政融資資金法第 9 条第 1 項並びに特別会計に関する法律第 83 条第 1 項、第 94 条第 2 項、同条第 4 項、第 95 条第 1 項、第 123 条の 18 第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 137 条第 1 項の規定に基づき発行した政府短期証券について、額面金額で 792,500,000,000 円

7 払込金額

| | |
|-----------|---|
| (1) 價格競争 | 2,699,486,691,000 円 |
| 入札発行 | |
| (2) 国債市場 | 790,162,125,000 円 |
| 特別参加者・第I | |
| 非価格競争入札発行 | |
| 8 最低額面金額 | 50,000 円 |
| 9 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10 発行日 | 令和7年10月10日 |
| 11 発行価格 | |
| (1) 價格競争 | 額面金額100円につき99円70銭 |
| 入札発行 | 以上のそれぞれの応募価格 |
| (2) 国債市場 | 額面金額100円につき99円70銭 |
| 特別参加者・第I | |
| 非価格競争入札発行 | |
| 12 償還期限 | 令和8年4月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。 |
| 13 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 14 元金支払場所 | 日本銀行 |
| 15 入札参加者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 16 払込期日 | 令和7年10月10日 |